

令和3年度  
新型コロナウイルス感染症対応 緊急募集

広島県高等学校等奨学金奨学生  
募集要領（修学奨学金）  
（学校用）

広島県教育委員会

## 修学奨学金制度の概要（緊急募集）

奨学金を既に受給されている方であっても、家計急変の要件を満たす場合には、未受給の奨学金について一括貸付けの特例を適用できる場合がありますので、希望される方がいる場合は、県教育委員会へ相談してください。

### 貸付額（月額）

区分	自宅通学	自宅外通学	貸付利息
国・公立	18,000円	23,000円	無利息
私立	30,000円	35,000円	

◆ 自宅外通学とは、申請日現在において、自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している者をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

### 要件

次の要件のすべてを満たす者が対象となります。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。

◆ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

(2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。

(3) 次の要件のいずれかに該当すること。

ア 申請者が属する世帯の父、母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「父母等」という。詳細は下記（注）参照。）が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業、離職、会社の倒産・売上の減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、修学が困難となったこと。

（注） 父、母又はこれに代わって家計を支えている者（父母等）とは、次のとおりです。

① 父母が共にいる場合は、父又は母の双方又はいずれか

② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ

③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ又はいずれか1人）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に支出が増大したこと。（例：オンライン学習等に対応するためのパソコン購入など）

ただし、経済的理由により修学が困難である者と同程度の経済状況である者が対象となります。

◆ 「経済的理由により修学が困難」とは、次のいずれかに該当することをいいます。

ア 申請者が生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯に属していること。

イ 申請者が属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」がそれぞれ市町村民税を非課税又は減免とされた者であること。

ウ 申請者の属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）（※）以下であること。

（※） 収入基準額は、申請者ごとに計算されるため、家族構成等で異なります。次表に示す収入基準額はあくまで目安であり、収入総額等が、目安を下回る場合でも基準外となること、目安を上回る場合でも基準内となることがあります。

【収入基準額の目安（給与収入のみの場合）】 … 収入総額

区分	3人世帯 (父・母・本人)	4人世帯 (父・母・本人・中学生)	5人世帯 (父・母・本人・ 中学生・小学生)
収入基準額	576万円	665万円	730万円

【収入基準額の目安（事業所得のみの場合）】 … 所得額

区分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額	229万円	291万円	337万円

- (4) 学習状況が良好であること。
- ◆ 「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。
    - ① 性行不良でないこと。(生徒指導上の問題行動がないこと。)
    - ② 学習意欲があると認められること。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

- ◆ 「その他同種の資金」とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による修学資金、②生活福祉資金貸付制度要綱（平成 2 年厚生省通知第 398 号）による教育支援資金のうち教育支援費、③広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和 51 年広島県教育委員会告示第 4 号）による修学奨励金及び④特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）に基づく就学奨励費をいいます。
- ◆ 上記独立行政法人日本学生支援機構奨学金等との併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

## 募 集 時 期

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

※ 令和 4 年 2 月 28 日は、学校から教育委員会への提出期限です。

## 貸 付 期 間

貸付始期は、原則として家計急変の事由が生じた月以降で申請者が希望する月とします。ただし、家計急変の事由が令和 3 年 3 月以前に生じたものである場合の貸付けの始期は、令和 3 年 4 月以降で、申請者が希望する月とします。また、令和 3 年 10 月以降に申請された場合の貸付けの始期は、最大で令和 3 年 10 月としますので、家計急変の事由が生じた場合は、速やかに申請してください。

貸付期間は、上記貸付始期から在学する高等学校等の修業年限の終わる月までとします。（毎年 4 月に現況報告を提出していただき、貸付けの要件を満たしていることを確認します。）

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り、又は休止することがあります。

- ◆ 次のいずれかに該当する場合は奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。

- ア 奨学生の資格要件のいずれかに該当しなくなった場合
- イ 奨学金の貸付けを辞退した場合
- ウ 不正な手続きにより貸付けを受けた場合
- エ 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合 など

- ◆ 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、貸付けを休止します。

## 奨 学 金 の 交 付

口座振替の方法によって、原則、毎月 20 日に当月分を交付します。

ただし、本人の希望により複数月分（最大令和 4 年 3 月分まで）を一括で貸付けることができます。

※令和 3 年 10 月以降に申請された場合は、最大で令和 3 年 10 月から令和 4 年 3 月までとなります。

## 償 還 方 法 等

奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6か月を経過したのち、償還を行っていただきます。

### (1) 償還期間

6か月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の総額（以下「貸付総額」という。）を、次表左欄に掲げる貸付総額の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。）に相当する年数の範囲内で償還を行っていただきます。

貸 付 総 額	年間償還基準額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超える場合	総額の10分の1

### (2) 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括の方法を選択することができます。

また、預金口座からの自動引落となります。

なお、次のとおり、申請により、償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

◆ 償還を猶予できる場合は、次のとおりです。

- ・ 災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- ・ 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ・ 失業中のとき など

◆ 償還金の全部又は一部を免除できる場合は、次のとおりです。

- ・ 借受者（奨学金の貸付けを受けた者）が死亡したとき
- ・ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき など

○ 償還いただくお金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。奨学金の償還を怠ったときは、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただくこともあります。

○ 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者本人や連帯保証人へ委託した業者から督促等の連絡を行うこととなります。

## 申請事務要領（緊急募集）

### 申請書等の提出

奨学金の申請に関する手続きは、すべて学校を通じて行うことになっています。

緊急募集は随時募集であるため、学校への提出期限については、申請者個々の状況に応じて、県教育委員会への提出期限、学校での審査、推薦手続等に要する期間を考慮して、学校において個別に設定してください。

### 申請書、必要書類の確認

- 申請書の提出があった場合は、必要書類が添付されているかどうかを確認してください。
- 貸付決定後でも、記入内容が事実と相違して記入されていることが判明した場合には、貸付けを取り消し、又は打ち切ることがありますので、ありのままを記入するよう指導してください。
- 申請者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申請者に訂正させた上で、訂正印を押させてください。修正ペン・修正テープ等での修正はできません。

### 推薦基準等について

推薦に当たっては、次に示す奨学生の資格要件に適合するものであるかどうかを十分確認し、要件に適合する者のみを推薦してください。

#### （１） 家計急変したこと

父母等が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業、離職、会社の倒産・売上の減少等により著しく収入が減少したこと又は一時的に支出が増大したことなど、家計急変したことを提出された書類により確認してください。

#### （２） 学習状況が良好であること

◆ 「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当していることが必要です。

##### ① 性行不良でないこと。（生徒指導上の問題行動がないこと。）

「生徒指導上の問題行動」とは、暴力行為、飲酒・喫煙、金銭（品）強要（恐喝）、暴走行為、窃盗・万引、性に関する問題行動、薬物乱用行為等をいいます。

##### ② 学習意欲があると認められること

日々の学習状況や生活態度等により判断してください。

学習状況が良好であるか否かを判断するにあたっては、生徒の優れた点や長所、生徒自身の成長や可能性、努力の過程、改善の状況等、生徒の状況を把握し、学業や生活態度等から総合的に判断してください。

## 県への推薦手続等について

推薦が適当と認められるものについては、取りまとめの上、次により県教育委員会へ関係書類を提出してください。

なお、提出いただいた申請書等に不備や疑義の生じる内容がある場合は、**県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等をして直接対応**をしますが、保護者等と連絡がとれない場合には学校に問い合わせをすることがありますので、その際は御協力をお願いします。

### 1 提出書類（各1部）

#### 【申請者作成分】

- 広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）
- 作文（申請書の提出時に間に合わない場合は、事後（申請から概ね1か月以内）の提出でも可。）
- 家計急変の状況を証明する書類（家計急変の要因となった父母等に係る次の書類）

区 分	提 出 書 類
① 休業等で収入が減少した場合	減少する前の給与明細書と減少後の給与明細書
② 離職した場合（雇用契約が打ち切られた場合等を含む）	離職票など（離職したことがわかる書類）
③ 売り上げが減少した場合	申立書（売上げが大幅に減少したことを申し立てる書類（様式任意。父母等が作成。））
④ 会社が倒産した場合	申立書（会社が倒産したことを申し立てる書類（様式任意。父母等が作成。））
⑤ 一時的に支出が増大した場合	申立書（支出が増大した要因（内容）を申し立てる書類（様式任意。父母等が作成。））
⑥ その他（①から⑤以外）	家計急変したことがわかる書類

- 父母等の所得課税証明書（申請時に取得できる最新のものの）

所得課税証明書は、父母が共にいる場合は父母両方分、父母のいずれか一方しかいない場合は当該の父又は母のみ、父母いずれもない場合は父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ）分を提出してください。

- 複数月貸付申出書（複数月の一括貸付けを希望する場合のみ）
- 次表の左欄に該当する場合、右欄に掲げる書類

区 分	提出が必要な書類
同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者がいる場合	当該者の住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合（二世帯住宅の祖父母等）	① それぞれの保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり、マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

奨学金の貸付けの申請に係る住所等の確認について、条例により平成19年4月1日から「住民基本台帳ネットワークシステム」による本人確認情報を利用する事務として定められました。これにより、広島県内に住所を有している者については、「住民基本台帳ネットワークシステム」により、住所等の確認を行いますので、「住民票の写し等」の提出は不要です。

ただし、同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者については、「住民票の写し等」の提出が必要です。

## 【学校作成分】

- 推薦調書（修学奨学金用）

### 2 提出先（連絡先）

〒730-8514 広島市中区基町9-42

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係

電話：082（513）4996

メールアドレス：[kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp)

### 3 提出

令和3年4月1日から令和4年2月28日(月)まで（必着）

## 貸付決定等について

県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、随時、奨学生を決定します。

奨学生を決定した場合は、各学校に貸付決定通知書又は貸付不承認決定通知書を送付しますので、申請者に通知書を交付してください。

また、奨学生として決定された者は、速やかに学校を経由して次の書類を提出するよう指導してください。

- 誓約書（様式第5号）

#### 【添付書類】

- ・ 印鑑登録証明書
- ・ やむを得ない事情により広島県外に住所を有する者が連帯保証人となる場合、広島県外に住所を有する者を連帯保証人とする理由書（任意様式）

- 広島県高等学校等奨学金預金口座振替依頼書（奨学生本人の名義の口座であることが必要です。）

広島県高等学校等奨学金の申請手続等について、不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係

電話（082）513-4996（開庁日 9:00~17:00）

メールアドレス [kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp)

（メールでお問い合わせの際は、件名を「コロナ奨学金」としてください。）

## 推薦調書（修学奨学金用）

申 請 者	課 程	学 科	入学年度	学年・年次	修業年限	氏 名
	全日制	普通	令和 2年度	2	3	奨学 秋二

上記の者は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受ける者として適当と認め、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第3項の規定により推薦いたします。

令和 **3** 年 **4** 月 **27** 日

広島県立〇〇高等学校

校 長 ×× ××



広島県教育委員会 様

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。